

平成30年度決算審査措置要求決議

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

1 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の延期に係る対応について

東京オリンピック・パラリンピック競技大会については、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大を受けて、開催が1年延期されることとなった。しかしながら、開催延期に伴う追加費用の総額や費用分担は明らかにされておらず、また、アスリートへの支援、競技会場やスタッフの確保、ホストタウンへの対応、感染症対策の徹底など、延期に伴う諸課題が指摘されている。

政府は、人類が新型コロナウイルス感染症に打ちかって大会を開催できるよう、国際オリンピック委員会（IOC）や大会組織委員会、東京都及び各競技団体等との緊密な連携の下、追加費用の精査や費用分担の明確化を進めるとともに、世界各地から日本を訪れる選手や観客が安心して滞在できる受入れ体制を整備するなど、大会の開催・成功に向けた対応に全力で取り組むべきである。

2 新型コロナウイルス感染症に係る政府の取組について

令和元年12月に初めて確認された新型コロナウイルス感染症については、世界的な感染拡大が発生し、多くの尊い人命が失われた。我が国においては、2年4月に史上初となる新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出される事態にまで至ったが、医療従事者等の努力を始め、個々人や各事業者等の多大なる協力によって感染拡大は抑えられ、同年5月には宣言も解除された。しかし、社会経済活動が制限されたことにより、経済や人々の暮らしに甚大な影響が出ており、その回復が求められるが、ウイルスとの戦いは今後も続くことが想定される。

政府は、一人も取り残すことなく、我が国で暮らす人々の命と健康、暮らしを守るという決意の下、最前線で対応する医療従事者等を物心両面で支援することはもとより、再度感染が拡大する場合に備え、検査体制の拡充や病床・医療用防護具等の確保を含め、万全の医療提供体制を構築するとともに、世界各国や関係機関と連

携し、治療薬やワクチンの早期開発及び普及を促進すべきである。また、子供たちの学びの機会を確保する観点から、今後の学校運営等について、子供たちの思いや負担等も十分に勘案して、適切な対策を講じるべきである。そして、感染防止を徹底しつつ、経済や人々の暮らしを回復するため、あらゆる施策を動員し、全力で取り組むべきである。その上で、事態が収束した暁には、各施策の効果等について徹底的に検証し、次代への教訓として活用するべきである。

3 桜を見る会の不適切な運営について

内閣総理大臣が主催する桜を見る会について、招待者の選定に関する課題や、招待者数が増加し、開催経費が予算積算上の見積りを大きく上回って執行されていたことなど、不適切な運営が行われていたことが明らかとなった。

政府は、桜を見る会の運営について深く反省し、招待者の選定等全般的な運営の見直しを行うなど、適切に対応すべきである。

4 大学等における研究力低下の立て直しについて

近年、世界の学術誌等に掲載される我が国の論文数の伸び率が停滞し、国際的なシェアが低下しているなど、我が国の大学等の研究力は諸外国に比べ相対的に低下している。研究力低下の要因として、若手研究者の雇用の不安定化やキャリアパスの不透明さなどにより、若手研究者を取り巻く環境が悪化していることなども指摘されている。

政府は、資源が少ない科学・技術立国である我が国にとって若手研究者の育成や研究力の確保は国家の基盤であるとの認識の下、若手研究者への支援の強化はもとより、人材、資金、環境の整備に関する施策を総動員し、我が国の研究力回復に向け全力で取り組むべきである。

5 保育士等の賃金改善の確実な実施について

保育士等の賃金改善のための処遇改善等加算の実施状況について、会計検査院が166市区町村の6,089施設を検査したところ、平成28年度及び29年度の2か年度の間、保育所等において処遇改善等加算に残額が生ずるなどしていたもののうち、7億1,950万円が翌年度も保育士等の賃金改善に充てられていない状況となっていた

ことなどが明らかとなった。

政府は、市区町村に対して、処遇改善等加算が確実に保育士等の賃金改善に充てられるよう保育所等に対する処遇改善等加算の残額に係る支払状況の確認を徹底することを周知するとともに、保育所等が賃金改善総額を適切に算定して保育士等の賃金改善を行うことができるよう算定方法の留意点等を具体的に示すべきである。

6 第三セクター等による地方公共団体の財政的リスクへの取組について

第三セクター等は、地域住民の暮らしを支える事業を行う法人であり、地方公共団体から出資等による多額の支援を受けているが、平成30年度末時点で全国7,325法人のうち40.3%が赤字、3.9%が債務超過となっている。総務省は、地方公共団体に対して、財政的リスクが高い第三セクター等に係る経営健全化方針の策定を要請しているが、一部の第三セクター等については策定の予定がないとするなど、全ての法人について方針を策定するまでには至っていない。

政府は、第三セクター等の経営悪化が地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、地方公共団体に対し、財政的リスクが高いと認められた全ての第三セクター等について経営健全化方針を速やかに策定するよう要請するとともに、同方針に基づく第三セクター等の経営健全化に向けた取組状況を注視し、必要に応じて地方公共団体を支援することにより、第三セクター等による地方公共団体の財政的リスクの軽減を図るべきである。

7 効果が発現していない政府開発援助（ODA）事業について

政府開発援助（ODA）事業について、平成30年度決算検査報告では、ソロモン諸島の給水設備改善計画において、独立行政法人国際協力機構（JICA）が事業設計時に既存の送水管の漏水等を把握していなかったため、整備した濁度低減施設が全く使用されなかった事態や、インドネシアの下水道整備事業において、JICAが汚水処理後の水質悪化の改善状況を十分に把握せず、現状を踏まえた適切な維持管理について事業実施機関等との協議を十分に行っていなかった事態など、事業の効果が十分に発現していないことが明らかとなった。

政府は、ODA事業の実効性向上が我が国のインフラ輸出や外交戦略にも寄与することを踏まえ、効果が発現していない事業について事業実施機関等に対して早急

に改善を働きかけた上で、再発防止策を講じるとともに、各事業の実施状況等の把握が徹底されるよう在外公館及びJICAによる事業管理体制の強化に努めるべきである。

8 スクールソーシャルワーカー（SSW）重点加配の推進について

文部科学省は、地方公共団体に対し、学校等にスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置するための補助金を交付しており、子どもの貧困対策等のためにSSWを重点的に配置（重点加配）する場合は補助金を上乘せしている。会計検査院が検査したところ、重点加配の実績について、平成30年度は目標人数1,000人に対し148人となっているなど、重点加配を開始した27年度以降毎年度目標を大きく下回っていたこと、その背景として、文部科学省が重点加配の趣旨や内容を当該事業の実施要領に記載しておらず、地方公共団体に対して制度が十分に周知されていなかったことなどが明らかとなった。

政府は、学校において虐待や貧困等の様々な課題を抱える児童生徒を専門家として支えることが期待されるSSWの重要性に鑑み、地方公共団体に対して制度の趣旨や内容、良い活動事例の周知徹底を図ることなどにより、重点加配を推進するとともに、SSWがその専門性を十分に発揮できるよう、SSWを取り巻く環境の改善に努めるべきである。

9 地方衛生研究所の体制強化について

地方衛生研究所は、地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び増進を図るための地方公共団体における科学的かつ技術的中核機関であり、厚生労働省の感染症発生動向調査においても患者情報及び病原体情報等の収集・分析や病原体検査等の重要な役割を担うこととなっている。同研究所については、平成22年の新型インフルエンザ対策総括会議の報告書において、PCR検査を含めた検査体制の強化や法的位置付けの検討等が提言されていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、必要な検査が迅速に行えなかった地域が生じるなど、その体制が十分とは言えないことが明らかとなった。

政府は、新型コロナウイルス感染症の再度の感染拡大や将来到来することが懸念される新興・再興感染症に迅速に対処することができるよう、地方公共団体におけ

る財源措置や人材確保への支援を含め、地方衛生研究所の体制強化に早急に取り組むとともに、法的位置付けの明確化を検討すべきである。

10 戦没者の遺骨の取り違えについて

厚生労働省は、戦没者の遺骨収集事業を実施しているが、ロシアやフィリピンにおいて日本人のものではない遺骨が収容された可能性を度々指摘されながら、同省の問題認識や情報共有等が不十分であったため、長年にわたって適切な対応が行われず、遺骨収集事業に対する信頼を損ねることとなった。

政府は、遺族の高齢化が進展している現状において、いまだ多くの戦没者の遺骨の収集が行われていないことに鑑み、遺骨の取り違え等が起こらないよう事業及び事業実施体制の見直しについての方針にのっとり、戦没者の遺骨の収集を着実に推進すべきである。

11 独立行政法人における余裕資金の速やかな国庫納付について

経済産業省が所管する独立行政法人中小企業基盤整備機構は、第2種信用基金により実施する債務保証業務のための原資として政府出資金を受けており、平成29年度末の政府出資金は375億4,874万円となっているが、会計検査院の試算によると、202億6,103万円は将来も使用される見込みがないとされる。また、農林水産省が所管する独立行政法人農林漁業信用基金は、政府出資金を主な財源として各漁業信用基金協会に貸付けを行っており、30年度末の貸付金残高は261億3,000万円となっているが、会計検査院の試算によると、使用される見込みがない貸付金のうち政府出資金を財源とする額は88億6,947万円となっている。

政府は、中小企業基盤整備機構及び農林漁業信用基金に対する政府出資金に関して、今後も使用することが見込まれない余裕資金については速やかに国庫納付させるとともに、同種の事態が生じることがないように、各独立行政法人における余裕資金の状況を適時適切に把握して、国の出資金等の規模を見直すことができる体制を整備すべきである。

12 農業用ため池の防災減災事業の適切な実施について

農業用ため池の防災減災事業については、会計検査院が23府県の1万346か所の

ため池を検査したところ、ため池3,899か所が豪雨調査において改修の必要性を適切に判定されていない事態、ため池142か所が耐震調査において改修の必要性を適切に判定されていない事態、要改修ため池1,554か所において、改修実施までの間の対応として監視・管理体制の強化やハザードマップの活用等のソフト対策が講じられておらず、このうち1,342か所においてソフト対策の実施に係る調整等も行われていない事態が明らかとなった。

政府は、災害から国民の生命及び財産を守ることの重要性に鑑み、農業用ため池に係る豪雨調査、耐震調査及びソフト対策を適切に実施するとともに、点検監視等の保全管理体制の強化、豪雨や地震等に対応するための改修や利用されていないため池の統廃合等を強力に推進すべきである。

13 河川管理施設等の防災施設に設置された電気設備の耐震調査の確実な実施について

河川管理施設等の防災施設には、水門のゲートや雨水排水ポンプ場のポンプなどの防災施設本体のほか、これを稼働するための電気設備が設置されている。会計検査院が検査したところ、平成30年度末までに9県及び38市町において防災施設本体の耐震調査が実施されていた272施設のうち、8県及び21市町が管理する158施設においては、防災施設本体を稼働するための電気設備について耐震調査が実施されておらず、所要の耐震性が確保されているか不明となっている事態が明らかとなった。

政府は、地震時等に防災施設の機能が十分に発揮されるためには、防災施設本体のみならず電気設備等の付随施設についても耐震性が確保されている必要があることを踏まえ、地方公共団体に対して、河川管理施設等の防災施設に設置されている電気設備の耐震調査の必要性についての周知や耐震性の確認方法等の技術的助言を行い、防災施設に設置された電気設備の耐震調査を確実に実施させるとともに、防災施設本体と付随設備を一体として捉えた耐震対策を推進すべきである。

14 下水道施設の耐震化・老朽化対策等の着実な推進について

国土交通省は、第4次社会資本整備重点計画や防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策等に基づき、下水道施設の耐震化を進めているが、平成30年度末において、重要な幹線等の49%、下水処理場の63%がいまだ耐震化されていない。ま

た、下水道施設の老朽化も進んでおり、管路の老朽化等に起因した道路陥没件数は30年度で約3,100件に上っている。

政府は、下水道施設が公衆衛生の向上や水質保全に欠かせない重要なインフラであるとともに、内水排除機能を有する防災施設でもあることを踏まえ、近年の頻発化、激甚化している災害に備える観点からも、下水道施設を管理する地方公共団体に対して財政措置を含めた支援を強力に実施し、下水道施設の耐震化、老朽化対策、内水対策等を着実に推進すべきである。